

自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について

平成31年 3月19日制定

「自己点検・評価に関する基本方針」の 4. その他 に基づき、基本方針を実現するための運用を以下に示す。

1. 内部質保証をを高める自己点検・評価の実施

(1) 自己点検・評価の実施

- ア 自己点検・評価は、豊橋技術科学大学学則、点検・評価規則及び組織等評価実施要項等に基づき、大学点検・評価委員会が中心となって定期的実施する。
- イ 具体の自己点検・評価の実施計画、方法等の案の策定は目標・評価本部が行う。
- ウ 全体の自己点検・評価は目標・評価を担当する理事又は副学長が、部局ごとの自己点検・評価は担当する理事・副学長、副学長又は部局の長の責任の下に実施する。
- エ 自己点検・評価は(2)に掲げる客観的な状況に係る調査及び分析結果を活用するとともに、(3)に掲げる自己点検・評価結果等に基づいた改革・改善の実施状況についても行う。
- オ 自己点検・評価結果は、大学点検・評価委員会、戦略企画会議(全般)、教育研究評議会(主に教育研究)、経営協議会(主に組織・運営状況)において審議する。

(2) 客観的状況の調査・蓄積・分析の実施

- ア モニタリングとして、学長が中心となって、部局長に対して定期的にヒアリング(教育研究組織の運営状況、人事計画、業務の実施状況等)を、学生に対して定期的に懇談会(学習環境、生活環境等)を実施する。
- イ 本学に関連するデータとして、教育、研究、社会貢献、管理運営等に係る状況を定期的に、また、必要に応じて収集、把握し、分析を行うとともに、法人評価、認証評価及び第三者評価(以下「法人評価等」という。)に係る審議会等の情報、他大学等の法人評価等結果等を、必要に応じて収集、把握し、分析を行う。
- ウ 本学に関連するデータの調査・蓄積・分析は、IR本部(主に教育、研究、社会貢献活動、管理運営状況等全般)、研究推進アドミニストレーションセンター(主に研究活動、産学連携状況等)、監査室(主に管理運営状況)、目標・評価本部(法人評価等に係る審議会等の情報、他大学等の法人評価結果等)が中心となって、関係部局、関係委員会と連携して行う。
- エ ステークホルダーからの意見等として、教育課程(授業評価、達成度、教育効果等)、学生支援(学習面、生活面での支援等)、施設・設備等(学習環境・資源等)、学生受入等に係る状況を定期的に、また、必要に応じて収集、把握し、分析を行う。

オ ステークホルダーからの意見等の調査・蓄積・分析は、教育制度委員会、学生生活委員会、入学者選抜方法研究委員会等が中心となって、関係部局、関係委員会等と連携して行う。調査の対象は在学生、卒業生・修了生、就職先企業等、高等学校・高等専門学校関係者とし、在学生、卒業生・修了生に対しては主に教育課程、学生支援、施設・設備等、就職先企業等に対しては学習の成果等、高等学校・高等専門学校関係者に対しては入学関係等について行う。

カ これら、客観的状況の調査・蓄積・分析状況については、関連部局、委員会において共有する。

キ 具体のモニタリング（ヒアリング）、ステークホルダーからの意見聴取等の対象、実施時期、実施部局等は、別紙1のとおりとし、継続的に内容を見直す。

(3) 自己点検・評価結果等に基づいた改革・改善の実施

ア 自己点検・評価結果等（法人評価等結果、監事等監査結果及びステークホルダーの意見等を含む。）で得られた課題等を整理し、その解決に向けた対応策の策定については、各担当理事・副学長又は副学長の下、制度や方法を検討・協議する本部会議、委員会等において、又は系長等の部局等の長の下、当該部局等の会議等において決定（内容によっては関係会議に諮り決定）し、関係委員会又は部局等で情報を共有し実施する。

イ 具体の自己点検・評価結果等に基づいた改革・改善の実施の流れは、別紙2のとおりとする。

2. 自己点検・評価の効率化・合理化

ア 検討は目標・評価本部で行う。

イ 法人評価等を組織評価に活用する。

ウ 法人評価等関連データ・資料等を有効活用する。

3. 自己点検・評価情報の公開

公開内容の検討は目標・評価本部で行い、関係法令に則した内容を公開する。

4. その他

本運用については、定期的に大学点検・評価委員会において検証・改善を行う。

1. 内部質保証を高める自己点検・評価の実施

(2) 客観的状況の調査・蓄積・分析の実施

具体のステークホルダーからの意見聴取（対象，実施時期，内容，実施部局等）

区分	意見聴取内容	対象者	実施時期	実施部局等
教育課程	授業評価	在学生全員 実務訓練履修学生 課題解決型長期インターンシップ履修学生	毎学期 毎年卒業時 毎年度	教育制度委員会 実務訓練委員会 実務訓練委員会
	達成度，教育効果	卒業(修了)予定者 卒業(修了)生 卒業(修了)生の就職先 実務訓練先企業	毎年度 4年に1回 4年に1回 毎年度	教育制度委員会 教育制度委員会 教育制度委員会 実務訓練委員会
学生支援	学習環境，生活環境(生活支援，課外活動等) (懇談)	在学生，課外活動代表 留学生等	毎年度	学長
	学生支援 (実態調査)	在学生	3年に1回	学生生活委員会
学生受入	志望動機等	新入生	毎年度	I R本部
	入試等，進路，進学状況等	高等学校進路指導部	毎年度	入学者選抜方法研究委員会
	〃	高等専門学校進路指導部	毎年度	高専連携推進センター
施設・設備等	施設マスタープラン等	在学生，教職員	適時	施設マネジメント戦略本部
	学習環境等(実態調査)	在学生	3年に1回	学生生活委員会

その他 部局長に対するヒアリング

内 容	対象者	実施時期	実施者
教育研究組織の運営状況，人事計画等	系、総合教育院等の長	毎年度	学長
重要業務の実施状況，計画	機構，法人センター，本部等の長	毎年度	学長，戦略企画会議

1. 内部質保証を高める自己点検・評価の実施

(3) 自己点検・評価結果等に基づいた改革・改善の実施

具体の自己点検・評価結果等に基づいた改革・改善の実施の流れ

○自己点検・評価結果等を踏まえた対応策の策定

- ①自己点検・評価結果等で得られた課題等について、当該課題等の元となる業務等を所掌する本部，委員会等又は系等の部局（以下「対応部局等」という。）において対応策を検討する。
- ②対応部局等が複数にまたがる場合は，課題等の内容を共有し，意見を聞くなど，また，必要に応じて合同会議等により対応策を検討する。
- ③対応策の策定にあたっては，その内容，対策を実施する部局等（以下「実施部局等」という。），対策を講じる期間等を盛り込むものとする。
- ④対応策は，その内容に応じて，必要な会議又は委員会に諮り，決定するものとする。
- ⑤対応部局等と実施部局等が異なる場合は，決定した対応策を実施部局等に通知する。その際，併せて対応策の実施状況，改善状況等の報告を求めるものとする。

○対応策の実施

- ①実施部局等は，決定した対応策を確認し，具体に対策を実施する。
- ②実施部局等は，実施状況，改善状況等を対応部局等に適宜報告する。
- ③対応部局等は，②の状況等を取りまとめ，報告書等により，又は関係会議，委員会等を通じて報告し，学内において状況を共有する。

○具体の自己点検・評価結果等に基づいた改革・改善の実施の流れの例

- ・教育方法等の改善であれば，教育制度委員会で対策を検討し，改善する必要があると判断した場合は，改善方策を策定，決定（教育課程の編成方針に関わるような場合は教育研究評議会で決定）し，それを受け，教務委員会が実行し，実施状況，改善状況を教育制度委員会に報告，教育制度委員会は実施状況，改善状況等を報告書等にまとめる。